

# 身体障害者手帳

身体障害のある方が一定の障害にあることを証明するものです。  
この手帳を持っていることにより様々なサービスが受けられます。

## 1 対象者

視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能またはそしゃく機能、肢体不自由、内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓の各機能）の障害で、身体障害者手帳等級に該当するもの

## 2 手帳の等級

障害の程度により1～6級に区分されます。また運賃割引等の種別として1種、2種があります。

## 3 手続きの方法

担当窓口にて申請ください。

《必要なもの》

- ・顔写真（横3cm×縦4cm）
- ・診断書（身体障害者診断書・意見書）
- ・印鑑

## 4 窓 口

市町名	担 当	電話番号
久留米市(田主丸町)	田主丸総合支所 市民福祉課	0943-72-2113
うきは市	うきは市福祉事務所 福祉係	0943-75-4961

**浮羽地域在宅医療推進事業**  
(田主丸・吉井・浮羽) **生活支援 介護 医療**  
浮羽医師会は高齢者社会を見据え、  
行政・医療・介護との多職種との連携をとり、  
在宅で安心して「医療・介護・見守り」が出来るよう、  
浮羽地域在宅医療推進事業を実施しています。

一般社団法人 浮羽医師会 ☎ 75-3379  
浮羽医師会訪問看護ステーション ☎ 75-2866  
(訪問看護・ケアプラン作成) 〒839-1321 うきは市吉井町347-17  
「認知症・うつ」相談窓口 ☎ 75-8077



# 療育手帳

知的障害のある方が一定の障害にあることを証明するものです。

この手帳を持っていることにより様々な支援が受けられます。

手帳の有効期限は障害の程度に応じて個々に設定されます。更新される場合は申請に基づいて障害の状態を再認定し更新します。

## 1 手帳区分

区分	表示	程度
A	A1 (最重度)	概ね IQ20 以下
	A2 (重 度)	概ね IQ21～35
	A3 (重度・合併)	概ね IQ36～50 で 身体障害者手帳 1～3 級を所持
B	B1 (中 度)	概ね IQ36～50
	B2 (軽 度)	概ね IQ51～75

## 2 手続きの方法

《18 歳未満の方》

申請の窓口は児童相談所です。お電話にて療育手帳を取得したい旨をお伝えし、検査・判定を受ける日の予約を入れて下さい。

《18 歳以上の方》

お住いの市町役場で申請ください。また判定は更生相談所（春日市）で行われますので、市町役場の担当者と相談の上、検査・判定の予約を入れて下さい。

## 3 窓 口

市町名	担 当	電話番号
久留米市 (田主丸町)	田主丸総合支所 市民福祉課	0943-72-2113
うきは市	うきは市福祉事務所 福祉係	0943-75-4961

# 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある方が一定の障害にあることを証明するものです。

この手帳を持っていることにより様々な支援が受けられ、精神障害のある方が自立して生活し、社会参加するための手助けとなります。

手帳の有効期限は2年です。申請に基づいて2年毎に障害の状態を再認定し更新します。（有効期限の3カ月前から申請できます）

## 1 対象者

- 精神障害のため、日常生活や社会生活にハンディキャップを持つ方（知的障害は含まれない）
- 初診日（精神科へ初めて受診した日）から6ヶ月以上経過した方

※入院・在宅による区別や年齢制限はありません。

## 2 手帳の等級

障害の程度に応じて1～3級に区分されます。

- 1級 … 日常生活がひとりで出来ず、他の人の助けが必要な状態
- 2級 … 必ずしも他人の助けを必要としないが、日常生活に困難がある状態
- 3級 … 障害は重くないが、日常生活、社会生活上の制約がある状態

## 3 手続きの方法

担当窓口にて申請ください。

《必要なもの》

- 顔写真（横3cm×縦4cm）
- 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）

なお、障害年金受給者は年金証書の写し及び直近の振込通知書、特別障害給付金受給者は受給資格者証の写しで代用可。

## 4 窓口

市町名	担当	電話番号
久留米市(田主丸町)	田主丸総合支所 市民福祉課	0943-72-2113
うきは市	うきは市福祉事務所 福祉係	0943-75-4961